

# 菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和2年12月7日（月）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

## 令和2年度第9回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和2年12月7日（月）午後3時00分から午後4時30分  
開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

### 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

#### 第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (5) 議案第5号 中間管理機構事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (6) 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更（除外）に伴う意見聴取について
- (7) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届（市街化区域）について
- (8) 報告第2号 許可不要転用届出について

### 2 農業委員

#### (1) 出席委員（9人）

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 堀川 眞助	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄孝	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

#### (2) 欠席委員（0人）

### 3 農地利用最適化推進委員

#### (1) 出席委員（9人）

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 山下 芳廣
7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光	9番 渡邊 幸伸

#### (2) 欠席委員（0人）

### 4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎  
事務局員 高橋 大  
農地集積専門員 高山 勇

令和2年度第9回菊陽町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

会 長

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に1番 川端委員、2番 河北委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の高橋主事を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁

止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。  
それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。  
申請地：原水字道上1783番 外1筆  
地目：畑 合計面積：3,299㎡

申請理由については、所有権移転（親子間の贈与）であります。

この議案につきましては、現地調査を11月26日（木）に実施しています。お手元に配布しています。「現地調査写真」のP1～P2をご覧ください。農機具確認につきましては、9月の農業委員会でも同一申請者からの農地法第3条による所有権移転の案件時に確認しておりますので、省略しております。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員であります可村農業委員及び古庄推進委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から、効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は兼業ではありますが、農業に従事されており、今回父親所有の農地について生前贈与を受けるものです。取得後も今までどおり米・麦・大豆等の野菜を作付するとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の世帯の経営規模をみますと、耕作面積が20,222㎡でありますので下限面積を満たしております。  
（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

また、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。  
集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所・規模からみて、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。  
以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

8番委員 第1号議案の番号1について、8番委員が説明します。  
譲受人は、兼業農家で仕事の傍ら農業に従事されており、主に米・麦等の作付けをされています。現地調査においても、適正に農地を管理されており、特段問題ないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。  
第1号議案の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号 番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 先程と同じく、農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。  
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。  
それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号2を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：武蔵ヶ丘北3丁目3989番3 外1筆

地目：畑 合計面積：21㎡

申請理由については、交換による所有権移転であります。

(別紙により、内容説明)

この議案につきましても、現地調査を11月26日(木)に実施しています。お手元に配布しています。「現地調査写真」のP3～P4をご覧ください。農機具の確認は済んでおります。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条(赤ラベル)の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員であります内藤農業委員及び本田農業委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から、効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は夫婦で農業に取り組んでおられ、観光農園のブルーベリーの作付けを主に農業を営まれております。今回町から交換により、農地を取得するもので、取得後も今までどおりブルーベリーを作付するとのことです。

次に権利取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の世帯の経営規模をみますと、耕作面積が9,117㎡でありますので下限面積を満たしております。

(下限面積50a)

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

また、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所・規模からみて、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

6 番委員 第 1 号議案の番号 2 について、6 番委員が説明します。  
譲受人は、夫婦でブルーベリーの観光農園を営まれております。現地調査においても、適正に農地を管理されており、特段問題ないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。  
第 1 号議案の番号 2 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第 1 号の番号 2 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題としますが、関連がありますので、第 3 号議案「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の番号 4 についても併せて議題とします。  
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 本案件につきましては、農地法第 4 条の自己転用と第 5 条の権利移動の伴う転用でありますので、第 2 号議案の番号 1 と第 3 号議案の番号 4 について、併せて説明させていただきます。

議案書 2 ページ、議案第 2 号 番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：津久礼字北八久保 4 0 1 1 番 2  
地 目：田  
転用面積：6 8 3 ㎡  
転用目的は、貸駐車場、貸グラウンドです。

次に議案書 3 ページ、議案第 3 号 番号 4 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：津久礼字北八久保 4 0 1 0 番 3 外 2 筆  
地 目：田  
転用面積：合計 1, 9 4 6 m<sup>2</sup>  
転用目的は、同じく貸駐車場、貸グラウンドです。

第 4 条と第 5 条の転用面積は、合計 2, 6 2 9 m<sup>2</sup>となります。

この議案につきましても、先程と同じく、現地調査を 1 1 月 2 6 日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 5 ～ P 7 をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤ラベル）をお開きください。  
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況  
1) 立地基準について

農地区分は第 1 種農地と判断しました。  
（1 0 h a 以上の広がりのある農地一団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「1 の資力及び信用」から「1 0 の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に 1 0 h a 以上の広がりのある第 1 種農地であり、原則不許可であります。周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長

議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

6 番委員

議案第 2 号の番号 1 及び議案第 3 号番号 4 について、6 番委員が説明します。  
本申請地は、北側・西側は農地であります。西側・南側については道路であ



り、周辺は宅地化されている地域であります。転用目的が貸駐車場、貸グラウンドでありますので、建築物はなく、西側農地へ採光に影響はないと思われ  
ます。貸駐車場等に転用することによって他に影響を与えることはないと思われ  
ますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？

6番農業委員 浸透柵は付ける予定はないのか？

事務局 配置図に記載があるように北東側に浸透柵を付ける予定です。

8番推進委員 万が一、水が溢れた場合の対処はどうするのか？

事務局 事業計画書に万が一、周辺農地への被害等が生じた場合は転用者に責任を持っ  
て対処すると記載があるので転用者に対処してもらおう。

7番農業委員 駐車場は誰に貸し出すのか？隣の愛和学苑か？

事務局 誰に貸し出すのかは定かではない。周辺住民及び愛和学苑関係者に貸し出すと  
思われる。

議長 他にありませんか？  
ないようですので、採決を行います。  
議案第2号の番号1及び議案第3号の番号4の案件について、賛成される委員  
の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1及び議案第3号の番号4は、「許可相当とし、付  
すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議  
題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。  
議案書3ページ、議案第3号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：原水字中尾174番  
地 目：畑

転用面積：321㎡  
転用目的は、資材置場です。  
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、先程と同じく、現地調査を11月26日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP8～P10をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。  
許可基準に照らした結果について説明します。

#### 1 農地転用許可基準に基づく検討状況

##### 1) 立地基準について

農地区分は第2種農地と判断しました。  
（10ha未満の小集団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha未満の小集団の第2種農地であり、原則許可することができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用途では事業の目的を達成することができないと認められるときは、例外的に許可することができるものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

7番推進委員 議案第3号の番号1について、7番推進委員が説明します。  
本申請地は、事務局から説明がありましたとおり、10ha未満の小集団の農地で、四方が全て山林及び宅地に囲まれています。転用目的が資材置場であり、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第3号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号 番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 番号2を説明します。

議案書は同じく2ページです。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字北島1949番2 外1筆

地 目：田及び畑

転用面積：合計440㎡

転用目的は、建築条件付き売買予定地（15区画）です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、先程と同じく、現地調査を11月26日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP11～P13をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

#### 1 農地転用許可基準に基づく検討状況

##### 1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

(10ha以上の広がりのある一段の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

8 番推進委員 議案第3号の番号2について、8番推進委員が説明します。  
本申請地は、周辺に10ha以上の広がりのある農地ですが、事務局から説明がありましたとおり、集落内開発地域に属しているものです。北側・東側に農地が残りますが、宅地へ転用することによって他に影響を与えることはないと思われしますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？

9 番推進委員 雨水排水の処理はどうなっているのか？

事務局 区域内で雨水を処理するようになっている。

7 番農業委員 下水道がオーバーフローすることはないのか？

事務局 都市計画法32条で開発許可を申請する場合は下水道を含む公共施設の管理者と協議し同意しなければならないとなっている。その辺は問題ないと思われる。

議長 他にありませんか？  
ないようですので、採決を行います。  
議案第3号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第3号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号 番号3を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：新山2丁目3190番1190

地 目：畑

面 積：499㎡

転用目的は、農家の分家住宅です。

権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましても、先程と同じく、現地調査を11月26日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP14～P16をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

#### 1 農地転用許可基準に基づく検討状況

##### 1) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

（水道等の2管が埋設されている沿道であり、申請地の500m以内に病院、学校等の2施設が存する区域）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は水道・下水道の2種類以上が埋設されている建築基準法上の指定を受けた道路の沿道であり、申請地の500m以内に病院、学校等の2つ以上の施設が存する区域の第3種農地と判断し原則転用可と考えております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

5番委員

議案第3号の番号3について、5番委員が説明します。

本申請地は、西側は宅地、南側は道路であり、北側・東側に農地が残るものの、

事務局から説明がありましたとおり、第3種農地の要件を有する農地であります。また、光の森に近接する地域で、周辺部においても宅地が著しく、転用することによって他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。  
議案第3号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第3号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。菊陽町長より令和2年11月25日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。それでは、議案書のP4からP8をご覧ください。

今日は、

1の利用権設定が19件、40筆で合計82,630㎡、  
2の所有権移転が1件、2筆で合計5,786㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議 長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の1の利用権設定及び2の所有権移転については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

菊陽町長より令和2年11月25日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。P9からP11の議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は7件の13筆で合計面積29,343㎡です。  
以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更（除外）に伴う意見聴取について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 別紙資料により、鍋島事務局が説明。

議長 議案の説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？ 他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。  
議案第6号の案件について、了承される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第6号は、「了承することとし、付すべき条件はなし」として意見決定します。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、議案書の12ページをお願いします。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。  
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号について、議案書の13ページをお願いします。許可不要転用届出であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。  
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせて



いただきます。

(午後 4 時 3 0 分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 2 年 1 2 月 7 日

会長

議事録署名人

議事録署名人